

給付金はどのように受けとるの？

➔ 医療 担当
☎06-6941-2867

当支部からの各種給付※は、

組合員本人が当支部の資格を取得した際に登録した口座

へ振り込まれます！（毎月15日頃）

内訳等は、振入日以降に所属所あてに送られる「給付金決定通知書」でご確認ください。

※ 各種給付とは、高額療養費、各種手当金、出産費、療養費などです。
自動給付である高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金以外は、請求書類の提出が必要です。
（請求書類は、毎月20日で締め切り）



登録口座の変更方法

◎「組合員証記載事項等変更申告書」を提出ください。

府立学校・府教育庁所属の方は、「総務事務システム（SSC）」の「基本情報」より、「各種給付口座」を変更することでも変更可能です（反映までに、時間がかかることがあります）。

【注意】 組合員証の氏名と口座名義が異なっていると、振込不能となり、給付が遅れることがありますので、変更手続きは併せて行ってください。

◎印は、当支部所定の様式です。当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#) → 手続きナビ「様式集」 → 「組合員資格等関係の様式」



整骨院・接骨院で組合員証が使えるのはどんなとき？

➔ 医療 担当
☎06-6941-2867

組合員証が使用できる（保険適用）のは、外傷性の負傷に限られていることはご存知でしょうか？
整骨院や接骨院での施術が保険適用になるときと、保険適用外になるときの違いをご説明します。

組合員証が
使えるとき

- 医師や柔道整復師に診断または判断された骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）
※骨折と脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- 負傷原因がはっきりしている骨、筋肉、関節のけがや痛み（負傷例）
・階段を踏み外して、足を捻った。
・バスケットボールをしていて、突き指した。

組合員証が
使えないとき

- 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気（神経痛・五十肩・関節炎等）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関（外科・整形外科等）で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- 数か所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている場合

保険適用外

